○外務省告示第二百十号

平成二十七年六月十二日にボランズ（アンティグア・バーブーダ）で、水産関連機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントクリストファー・ネーヴィス政府との間に行われた。

平成二十七年六月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億八千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　手塚義雅在セントクリストファー・ネーヴィス大使（トリニダード・トバゴにて兼轄）

セントクリストファー・ネーヴィス側　ユージーン・ハミルトン農業兼保健兼国民健康保険兼人間居住兼コミュニティ開発兼ジェンダー兼社会サービス兼国土兼共同組合大臣

○文化庁告示第二十九号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十七年六月十八日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十七年六月二十五日

文化庁長官　青柳　正規

府中音訳・朗読グループ「クローバー」

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字久連字川平山九九一の一・九九一の二五・九九一の二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町小河内字布瀬谷山七七四の一三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字助澤字松木谷三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福井字大ケ屋敷一五九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市西今在家字御堂一一七、一一八の一、二六四、二六五の一、二六七、二七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町中菅字栩谷一三六〇の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町内船字スノ子澤一四二九五（次の図に示す部分に限る。）、一四二九六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。